

第6回 浜松市市民協働推進条例検討会議 会議録

日時：平成14年9月3日（火） 午後3時～4時45分

場所：浜松市役所本館4階 部長会議室

出席者：伊藤裕夫委員長，山中恵美子副委員長，石田美枝子委員，中野勘次郎委員，長澤弘子委員，鷺巣弘子委員，佐藤邦子委員，北野佳世子委員，鈴木佳子委員

欠席者：青山行彦委員，

傍聴者：1名

報道関係：中日新聞，静岡新聞，朝日新聞

事務局：鈴木企画部次長兼行政経営課長，杉山企画部副参事，渡瀬市民協働グループ長
小杉，幸田，田中

会議次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 会議録の承認について
 - (2) (仮称) 浜松市市民協働推進条例の検討について
- 3 その他
- 4 閉会

会議の概要

- 1 第4回，第5回の会議録の承認をした
- 2 8月に約3週間の市民への意見募集を行って寄せられたご意見を基に，浜松市市民協働推進条例の骨子案について検討を行った。

配布資料

- 資料1 市民協働推進条例骨子案に対する市民意見
 - 資料2 前文についての委員案
 - 資料3 前文各市比較
-

1 開会

伊藤委員長

まず議題に入る前に、今日は傍聴の希望が出ています。一応了承を願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員

異義なし。

伊藤委員長

それではよろしく願いいたします。

2 議事

伊藤委員長

それでは今日の検討課題ですが、7月末に臨時に検討会議を設けまして、市民意見募集に出す案をとりあえず、まとめさせていただきました。8月の8日から約3週間、ホームページその他の方法で、案が市民の皆さんに公開されました。なかなか最初のうちはご意見の集まりが悪かったのですが、最後に来まして、11名の方からご意見が来ています。お手元に事務局の方で項目ごとに整理していただいた表があります。今すぐに中身をというのは難しいところがあると思いますが、少し事務局の方でまとめられた時に気の付いたポイントを中心に、簡単にご説明お願いできますでしょうか。番号は項目で分けてありますが、同じ方が例えば1番と10番というように出てきますので、これはAさん、Bさんというかたちで、どれとどれが同一人物か分かるようなかたちでお話をさせていただければと思います。

その前にもう一つ、前回の会議録の承認がございませう。第4回と、第5回の検討会議の会議録がお手元にいってあります。事前に郵送等でチェックはされていると思いますが、会議録の了承についてはよろしいでしょうか。いつもと同じように、もし途中でご覧になって誤字等がございましたらお知らせください。

委員

異義なし。

伊藤委員長

それでは会議録については了承されたというかたちで本題に入りたいと思います。

それでは市民意見募集として市民の皆様から寄せられたご意見について、簡単にご報告をお願いします。

渡瀬市民協働グループ長

市民意見の募集で市民の皆様から寄せられたご意見について説明

伊藤委員長

どうもありがとうございます。11名と言いながら数はいっぱいあり、かなり大きな反響があったというようにいえると思います。先ほどワーキングでも全体について検討したのですが、全般を見まして、大きく3つのタイプの意見があるのではないかと考えています。

第1は、目的やコンセプトや、あるいは趣旨に関する質問、疑問等です。その中の大きなポイントが「協働」という言葉に対する唐突感のようなものではないかと思っています。これはある面ではこの検討会議でも、最初に昨年つくったものがどちらかと言うと支援指針であったのが、協働条例になったことに対して温度差と言いますか、受け止め方に随分違いがあることからくる議論が最初の何回が行われたと思います。今回条例案をご覧になった市民の方たちも、多分その協働という言葉が何を意味しているのかはすぐには掴めないということからきているご意見ではないかと思っています。

第2番目のポイントとしては施策に関するご意見が中心です。その中でも基金というものを半分誘導するようなかたちで案を出したこともあったせいか、たくさんのご意見をいただいています。その他にも参入機会についてもご意見があります。

3番目のパターンがプロセスに関する問題です。特に何でこんなに大急ぎでつくるのかといった話で、これはもうこの検討会議の中では随分議論されたと思いますが、市民の方からも率直に出てきているという感じがします。

大きくこの3つ位の意見があると思うわけですが、特にこの検討会議で、9月中に市長さんに何らかのかたちで1つの提案を出していく必要がある訳です。目的の部分と、それから具体的な施策の問題について、一応了解をしていく、あるいは検討会議の中でまとまりきれない場合には少数意見も付けて一応提言書をまとめていくというかたちを取らざるを得ないと思っています。7月の前回の委員会におきましても、完全に委員会として一致した意見にはなっておりませんが、しかし一応こういった方向でいこうということは大体まとまっています。そういったことで、市民の皆さんからのご意見を少しベースに

しながら方向を少し考えていきたいというのが今日の第1の議題です。

それから2番目に、この市民の皆さんからいただいたご意見に対して、どのようなかたちで答えていくのかを少し考えていきたいと思えます。

3番目に前文を宿題というかたちにしました。今、3案出てきておりますが、その前文についてどのようにしていくのかを議論していきたい。この3つを今日は少し検討したいと思えます。

まず今ご説明があって、たくさん意見がありますので、ぱっと見ただけではなかなか十分にご意見を掴めていないところがあると思えますが、7月にまとめた案について、例えばこのような見直しが必要かもしれないとか、あるいはこの辺をもっと強化した方が良いのではないとか、あるいはこういった意見だったら十分説得できるので今のままで行こうとか、この辺を最初に議論させていただきたいと思えます。

特に目的のところ、協働という言葉について、私たち自身も最初は若干掴みにくいところがありました。特に皆さんの多くは、昨年度からの指針づくりに関わっております。私たちにはそれなりに整理されているわけですが、その時にあった議論も協働を非常に狭い意味でとらえ、市民活動団体と行政が一緒になって事業を行っていく協働ということと、もう1つはもっと広い意味で浜松というまちづくりに関して別個に活動しても共通する目的があれば協働ではないか、極端な意見で言うと市の方針に対して批判をしても、それが建設的な批判であれば協働ではないかというような広い捉え方をしていこうというようなことも議論したと思えます。市民の皆さんからのご意見の中には、協働を比較的狭い意味で捉えて市民活動団体と行政がそれによって癒着していくのではないかというご心配を指摘されている意見なども幾つかあると思えます。最初は私たちも「協働」という言葉についてどういふふうに捉えていいのかわからなかったということがありますので、私個人としては前文が良いのか、目的が良いのか、どこかに協働という言葉についてももう少し親切な言い方をした方が良いのかなという気も少ししたのです。皆さんはいかがでしょう。少し市民からのご意見を元に感想等がありましたらお願いしたいと思えます。

北野委員

まだ頭に上手く入ってこないのですが、やはり一般の活動している方というのは、協働という捉え方ができていないのではないかなというのは思います。それで今、協働という意味をもう1度と委員長がお

っしかったのですが、そうすると活動指針を例えば条例に添付するとか、そういうことではないわけですよ。指針は「活動」で、こちらの条例の場合は「協働」となると、これと一緒にになるとまた余計に分からなくなるかなとは思うのです。条例というのは協働するグループだけに対してのものとなると、本当に市民活動をしている人たちは、やはり自分に関係ないなとなってしまいます。やはり協働となると、どうしてもお金などが絡んでくるから、自分たちは必要ないのではということで、全然見てくれないと少し思ったのです。ですから、協働という意味をもう1度市民の方に理解してもらわないと進まないのかなと思いました。

佐藤委員

目的の項目で、大きく2つの意見が出ていると思うのです。1つは協働の中での役割を見直すというところで、6番の方が、役割を分担するというところが目的のところでは出ているのですが、定義に戻るとそれぞれの自立性というか、その辺りをちゃんと自覚して、責任も自覚してやっていかなくてはいけないと言っています。協働にあたって一体それぞれの役割は何なのかというところが今ひとつはっきり市民の方に見えないのかなと思いました。

それから定義のところ、市の立場をもう少し強く出した方が良いのではないかというのが、ワーキングで意見として出たのですが、その辺りを感じ取っておられるのが、5番だと感じました。

山中副委員長

先ほどワーキングにも参加させていただいたのですが、興味を持っている市民の方から意見をいただいてすごく嬉しいと思いました。これを読ませていただいて、改めて協働って何、参入機会の導入って何と思いました。多分、市民活動を本当にやりたいからおやりになっている方も、こんなことを考えずにおやりになっているから、本当にもう1度基金と同じような感覚で協働の勉強会も必要なのかも知れません。

伊藤委員長

そうですね。勉強会が良いのかどうかは分かりませんが、基金についてこれだけ反応があったというのは、この間基金について杉並区のお話を聞いたことが1つきっかけになっているのではないかなと思うのです。後のプロセスの問題とも絡んでいきますが、市民の多くの方は、

7月のタウンミーティングではこちらがあまりきちんとした案が説明できなかったので、8月の市民意見の募集の段階で初めて一応どうい
う条例をつくらうとしているのか見えてきたと思います。そこでそれ
ぞれの言葉についても通常、日常感覚でイメージするものとの落差が
幾つかあって、おやっと思ったところが結構あったような気がしてい
ますので、そういう意味ではこれから本当は市民の間で議論が始まっ
ていくのではないかという気も個人的にはするのです。しかし、だか
らと言って市民の議論が進むまで検討会議で待っているわけにはいか
ないということも当然ありますので、多分検討会議で1つの案をまと
めていくことがきちんと情報公開されていって、市民の方たちがそれ
に対してまた批判を加えたり、意見を述べてくるというかたちで、こ
の波が次の波に広がっていくというかたちがベストではないかという
気がします。そういう意味で、あとで触れますけれどもプロセスの問
題については少し検討会議として案とは別に意見をまとめたいという
気持ちも個人的には持っておりますので、とりあえずもう少しご意見
をいただきたいと思います。

長澤委員

今回、私と鈴木さんで、個人的に有志で勉強をさせていただいてと
言いますか、皆で意見を交換させていただいて、それが新聞に出たこ
ともあって、ここに載ってくるよりもっと一般市民の声もいろいろ来
ました。「新聞に出たわよ、何やっているの」ということで、これは
ねと話をすると、全然分からない、一生懸命分かるように考えて説明
しても分からない、「人のためになることをやっているのね、がんば
ってね」という感じで、まあそれが本当のことだろうなとつくづく思
いました。それから他の人は、「浜松市は協働を推進することに決め
たわけ？それでは協働をしない人は罰せられるのかしら」といったよ
うな、大げさに言ってみれば、協働をする気はないけれど、どうしま
しょうというような意見もありました。やはりこの条例の中で目指し
ている「協働」とはこういうものだということが、定義か、目的か、前
文かは分かりませんが、難解ではない言葉でその辺がきちんと伝わる
ようなことが大事なかなということをつくづく感じました。

伊藤委員長

率直なご意見をいろいろお出しいただきたいと思います。あるいは
基金の方のお話に入っただけですか。基金に関してはかなり厳しい
ご意見が多いです。前回、ここでは非常にきわどい差ですが、6対

4位で基金を入れた方が良いのではないかというご意見が少し多かったという感じがあります。もちろんこういうものは賛成の方より反対の方が意見を出すということもありますので、いっぱいあるからと言って、市民が全部反対だというわけでは決してないと思いますが、かなり説得力のある意見も幾つかあると思います。是非この辺も含めて、検討会議としてどのように考えていくのか、ご意見等があれば出していただきたいと思います。

長澤委員

基金に関しては、条文を読みきれていないと言うか、解説を理解していないと言うか、そのような上で危機感を持っていらっしゃる方もいるのではないかと思うのです。勉強会でも出た「癒着しないの？」という意見もありましたが、それだけではなくて、基金の仕組みなどを分かっていながらも、その運用方法であるとか、細かいところで危機感を持っていらっしゃる意見がたくさんここに出ていると思います。ですからもし本当に基金を入れる方向であれば、規則や要綱など分かりませんが、それがきっちり書かれていて、且つ皆によく分かるような説明ができることがやはり必要なのだなというのはこの意見を見て強く感じました。

北野委員

先日の勉強会は、基金についてでしたので、杉並の方も前文のほか、いろいろなものがあるにも関わらず、どうしても基金のことだけで終わってしまったのかなと思います。普通に活動している人は、その基金というものについてはあまり関係なく活動しているわけですので、やはり関係のある方たちしか勉強会にいらっしゃらなかったのかなと感じました。そのために余計基金のことが大きく取り上げられてしまっているような気がしていて、もう少し杉並の他の部分を、私たちは大きく取り上げていく必要があると思います。もし基金を入れるにしても、もちろんきっちり書かなくてはいけないと思うのですが、杉並区の勉強会ではそのページが多すぎるような気がしたのです。ですから、どうしても基金の方に目が行ってしまうので、これが必要ではあるけれども、それが一番ではないということを書かないといけないのかなと思いました。

山中副委員長

これは7月に言いましたように、基金の勉強会をしようということ

ですから当たり前だと思います。やはり私たちが基金の勉強会をしてくれと言ったのは、それだけ条例の中に基金を謳ってしまうとすごいことがありますよということだからです。それほど基金というものは、インパクトがあるけれども、すごくびっくりしたのは、私たちよりも基金のことを知っている人がいっぱいいるということです。もちろん委員会は設置しなくてもいいという意見もありましたが、私はすごく委員会が大切だと思います。やはり私が心配していた基金というものはインパクトがあるし、すごくよく考えてから設置しなくてはいけないのではないかという気持ちになっています。ですから先ほど言ったように、基金もそうですが、協働という1つの言葉についても、本当はもっと勉強会をする時間があれば、いろいろな意見が出るのかもしれない。

石田委員

前回の基金の勉強会で、今、山中副委員長がおっしゃったように、「え、そんなところまで心配するの」というようなご意見も出ましたよね。最初は委員長がおっしゃったように、こうやって反対の意見というか、これは少し危ないよというような意見というのは、言わなきゃという思いが強いからおっしゃるので、賛成というか、さらっと「別に自分の琴線に触れないです」という方というのは、これは良い事だねと思っても意見を出されないの、そういうのがあるだろうと想像はしても、やはりこれを運用していくということを考えていった時に、やはりまだ危険が大きいなというような感じを非常に強く持ちました。

協働の話ですが、まず市民は「協働」があるということに対して理解をし、市民の役割ということがありましたが、それからそういうことに対して協力をしてほしいなというようなことを出来るだけ上手に書いて、市民の方に分かっていただくような表現をしていただけたらいいというふうに思いました。

鈴木委員

非常に議論が後戻りしているように感じます。協働ということが皆さんに理解されていないから、もう少しこの条例の中に書き込むことも考えられるという委員長のご意見ですが、この(仮)協働条例という名称の(仮)は取れたのですね。骨子案ですからまだ仮称ですか？それも含めて申し上げます。市民意見の募集で出てきた意見を拝見すると、協働というものが非常に理解されていないということがまず第1の論点だと思います。これは委員長がおっしゃるように条文の中に協働とい

うことを、何らかのかたちでもう少し書き込むこともあり得ると思いますが、私は特にここにもし書くのであったら、前文でという話にもなってくると思いますし、あるいはこれを運用する段階で規則等がいろいろと付きますよね。そういうところできちんと書くということで、ここで改めて協働に対してもう1度説明を入れるということは、私は特に必要ないと思います。と言うのはいろいろな意味があって、この条例がもし制定された場合、協働に対して今まで認識のなかった人たちが、これをきっかけに考えるためにも、私は単にこれを運用するだけが全て、利用できる人が利用するのが全てではないと思うのです。やはりそういう意識や、仕組がこれから世の中に必要だということを、条例を通して認識していくことも条例の大きな役目だというふうに私は思います。回答はもちろんしなくてはいけません、条例に手を加えて、この中に協働を更に書き込むという必要は、私は感じておりません。

鷲巣委員

先程から協働は分からない、参画は分からない、それではあそこに出てきた人たちが市民全てでしょうか。ここに来ている意見はほんの1部です。そして、ここに挙がってきている人が、市民を代表している訳ではないということです。あれで良いと思っている人は、先ほど鈴木さんがおっしゃったように、書いてこないこともあるのです。何か感じた人がこれに対してアクションを起こしているわけで、それを起こした人が市民全てだとは思いませんので、あまりここに書いてあるから、ああだこうだとやるのはいかなものかと思います。元に戻して私たちは条例を制定するという方向で行ってほしいと思います。

中野委員

皆さん様々のご意見を言ってみえて、一つひとつ別に間違っただことは言われていないというように私は感じます。こういうワーキングの形式や、自由に意見を述べられるようなネット上など、様々な機会を通じて世の中のごく一部の方が、ある方は大変深く研究をされている方もかもしれませんし、ある方はまた単純に自分の疑問を発生した段階で述べられる方もいますが、様々意見を言われるわけです。全て浜松市民約59万人の代表か代表でないかということは横に置いておきまして、そういうご質問やご意見に対して、委員としてお答えをしていく必要はあるかなということは感じております。

また、この市民協働推進条例の案をつくっていくという動きは、や

はり世の中の要請ではあるわけですが、非常に新しい動きでありまして、多くの方が正しく理解をするかということについては随分時間の掛かることかなということ、委員をやっている感じています。ですから委員である私たちは、比較的早くからいろいろなことを理解するポジションにいるわけですが、世の中の方は、自分の必要性を感じた時点で、あるいは何かのきっかけでこの協働ということに関わった時点で、さてどんな条例があるのだろうと調べたら、浜松では条例が制定されていたよというようなこともあるのではないかと思います。ですからその時点で、さてどういう意味なのと言った時に、この条文の中そのものに定義を載せる必要はないかもしれませんが、前文や付属資料に私たちがどういう意図でこういう原案をつくっていったのかというようなことを少し紹介するというようなことは、やはり広くこういうことを定着するためには必要なことかなということを感じています。

伊藤委員長

ありがとうございます。全体的に見ていきますと、協働という言葉を含めて、多くの方たちにもっと理解をしてもらう努力は必要になってくるのではないかと思います。そういう意味では細則のようなものをつくらなくてはいけない分野もあります。施策に関しては、それを具体的にどういうふうに展開するのかということ、条文にはないですけども答えていく必要があるのではないかと思います。あるいは協働についても、前文に書くのが良いか、あるいは手引きのようなものに書くのが良いか、その辺は分かりませんが、もっと協働というものは範囲が広いものだということ、やはり市民の皆さんに理解してもらうことが必要だと思えます。単に行政からお金を貰って何か一緒にやるだけではなく、極端な言い方をすると、ゴミの収集に協力すること自体も、これも1つの協働かもしれないですが、あるいは市のゴミの集め方に対して少し批判を持って、違った新しい分別の仕方を提案していくのも協働かもしれないです。そういったものも1つの協働だという理解をしていけば、多分多くの方は、協働の現場に既にいるのではないかと思います。そういったことを理解するともっと関心を持ってもらえるのではないかなという気がするわけで、やはりそれを伝えていかないとまずいという気がします。

そういう意味で、趣旨に関して言えば、前文が良いのか、あるいは手引きが良いのか、少し中身を理解していただくように考えていくことが第1点です。それから施策に関して言うと、参入機会等に関して

言えば、具体的な仕組のようなものというものは、一応条例案をつくった後、この検討会議でもフォローとしてやっていく必要があるのではないかなという気がしています。基金に関してもこの条例で進めていくのならば、当然ご意見で挙がっているような心配を避けていくように、きちんと公正に浜松の市民活動が発展していく、そしてまたもっと広い意味での協働が発達していくために役立つようなものとなるように考えていかななくてはいけないと思います。また実際に基金はつくっても、寄付が集まらないということがないように考慮していかなくてははいけません。こういったことが多分、単に条例をつくれれば終わるというものでもないのではという気がしています。

基金については、前回からも意見がこの委員会でも分かれていますので、もう少し皆さんのご意見をいただきたいと思います。多分、基金以外のことについては何らかのかたちで、このご質問、批判に対して答えていくことができるのではないかと考えておりますが、基金については正直に言うと、まだどちらが良いのかすごく個人的には迷っているところがありますので、後でもう一回時間があれば触れてみたいと思います。

時間の関係がありますので、プロセスの方を少し含めてまとめていきたいと思いますが、プロセスの問題と関連しまして、この市民意見に対して答えていく必要があると思います。というのは多分、この条例づくりが1つの協働ではないかというふうに私たちは理解してきたし、またしなくてはいけないと思っています。そういう意味では実際に検討委員会の方で、行政がつくったものに対してコメントするだけではなくて、私たち自身がつくったものに対して市民から声をいただいて、その市民に対して私たち自身も答えていく義務を持つのではないかと思います。そういうプロセスを積み重ねることによって活動指針や、あるいはこの協働条例というものが身のあるものになっていくのではないかと考えております。先ほどワーキングでもこれについて、委員が分担して回答をしていく必要があるのではないかとということを一応話しあっています。ただ、方法としまして、個々の1番について、2番について解答していくというかたちにしていきますと非常に書きづらいところもあります。ですから一応大きく目的、あるいは定義、に当たるような部分に関して1つのブロックにしまして、これについて2人位の人が担当する、あるいは参入機会については小さいから1人位で、あるいは基金については少し大きいので2～3人位が担当する、あるいは委員会、その他プロセスの問題等についても2人が担当

していくというかたちでそれぞれ担当していただいて書いていきます。書き方としてはもちろん中立に機械的に書くことはできないと思います。このご意見に対して個人的には私は賛成なのだという方も結構いらっしゃるのではないかと思いますので、一応その辺のニュアンスは出していただいて良いのですが、しかし他方で検討会議ではこのような自分の意見とは違う意見もあり、その方たちが、こういうことを述べていて、こういう論理でこの提案が出てきているのですということは、やはり説明してもらわないとまずいのではないかと思います。そのような書き方で是非、ご担当願いたいと思っているわけです。

2番目にもう1つ重要な問題としては、次回の検討会議の段階でとりあえず委員会として条例案をまとめ上げて、10月に市長に提案するかたちになってまいります。条例案とは別に委員会として、その扱いについての意見書を出すことはできるのではないかと考えています。その中で、せっかく市民からもこういう反応が出てきていますし、協働条例について多くの方たちが、関心を持ってきています。この芽を私は大切にすべきだと思っておりますので、そういう意味ではすぐに11月の議会に出して、条例として制定してしまうということは、ある面では全国に先がけて良い条例をつくるという意味でプラスかもしれません。しかし本当は協働条例が市民の間に浸透してこそ意味があるものではないかと思うのです。平和憲章のようにバンと上げてしまうことに意味があるのではなくて、本当に市民活動、そして浜松のまちづくりに生かされてこそ意味があると思います。そういう意味では、これは私個人の意見なので皆さんの意見を是非聞きたいと思うのですが、市のサイドでこの検討委員会ですらまとめたものを基に案をつくっていただくと同時に、それをもう1度市民の方に返していただいて、第2、第3の議論を広げていきたいということです。但しあまり1年2年経ってしまうのはまずいと思いますので、例えば年度内でより豊かなものにしてつくっていただきたいというような意見を付けていきたいという気はしています。自主的な勉強会が起こり、あるいは市民が発起人となってシンポジウムを行っていくということがあっても良いのではないかと思います。情報公開というかたちでこの検討会議もホームページに公開されていますが、こういったものが1つのネタとなって、多くの人たちの議論につながっていけるようなことを何とか意見書として付けたいなと私は考えていますが、少しこの辺のご意見を皆さんからいただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

山中副委員長

先ほど、他の委員の方が、前後して元に戻ったと言われているのですが、私は何回元に戻っても良いと思っているので言わせていただきます。市民からの意見のなかで、私はDの方にとっても賛成です。全体として読んで、私はこの人と全く同じ意見です。そういうことでこの方も書いていましたが、11条の基金のことについて委員長が言いましたよね。一応は設置すると条例の中に謳ってありますけれども、実はこうですよ。ですから、やはり私たちも中立的な立場でこちらの人に意見を返すのではないですよ。骨子案は崩すことはないですけども、私は市民の代表で来ているわけではないし、たまたまここに座らせていただいている立場でこのコメントをいただいた方にお答えをするということで、私自身が中立性を保つて言うとなると、それこそ意味がないし、私はこう思いますけれどもというようなことも書いて良いですよ。

また元に戻ってしまって、協働って本当に何だろう、や最初はもっと基金のことも簡単に考えていたけれども、聞いたらもっと重いよねなど、仕方がないことですよ。ということでしたら私はこの方達に対してのお答えも、手を挙げたいと思います。しかし偏った意見になってしまったら何か恥ずかしいかなみたいに思いますが、皆さんそのところはどう思われますか。

伊藤委員長

是非皆さん方も、自分がこの回答を書くという立場になってみてください。私としてはいわゆる行政の返事のように、正確かもしれませんが全然人間味のない文章ではなくて、委員の生身の声をニュアンスとして入れるのはかえって良いのではないかという気はしています。しかしあまり原点に戻ってしまって、自分はやっぱり反対だったのだと居直ってしまうのもさすがにまずいのではないかと思います。一応検討会議できちんと議論した経緯ということについては説明していただきたいと思うのですが、それに対して自分自身は必ずしもその経緯の中で同調するものではないということを書いていただくのは構わないのではないかと思います。

長澤委員

指針の時にも、市民意識や、自立した市民というものが大切で、それを目指していて、それが社会をつくる先がけになっていくのだよねというお話をしたと思うのですが、私はこの意見をくださった人とい

うのは正にそういう人たちだと思うのです。何もこれは批判をしているとか、反対をしているとか、言いたいことがあるというだけではなくて、例えば対案を書いてくださる人や、それではこの点はどうなっているのですかと突っ込んで聞いてくる方がいっぱいいるわけです。ですから、先ほど鷺巣さんがおっしゃったことに疑問を感じてしまったのですが、あまり一部に対する意見で振れてはよくないのではないかとというのは、私は納得がいかないなということがあります。なぜかと言うと、もちろん意見を返すということも大事なのですが、例えばこの中でこれって使えるのではないかとか、この提案は採用しても良いのではないかといいものなどもあると思うのです。ただ検討委員会ではこういうふうに思っていますとか、こういう議論でした、ではなくて、そこもしっかり吟味をして考えないといけないと思います。そうすれば自立した市民の方がより協働に近いかたちになったりして豊かな社会の実現に、公益の増進につながるという本来の目的に近づくのではないかなとは思っています。ですから、お答えを書くということももちろん大事なのですが、この意見の中身をもう1度検討するというのも併せてやっていかなければもったいないと思います。

プロセスの話先ほどしようと思ったのですが、なぜこんなに早急にやるのというのはどなたもすごく思っていることだと思うのです。ですから、それは多分市長の施策に掛かってくると思いますので、検討会議では何ともしようがないのかもしれませんが、でも一応ここに質問がきた以上は検討会議としてはそれに答える義務もあるわけですので、その辺もよく考えなくてはいけないのではないかなと思います。

中野委員

私はまず、こうして出ている質問や意見に対してどのように対応していくかということに関しては、現状のこの委員会で出ている現状についてまず皆さんに事実を申し上げることが最初だと思います。その上で許される、許されない、どちらなのか分かりませんが委員が個人の意見として、私はこういう意見を言っていますというようなことを述べれば、また更に質問がきた場合を想定してもいろいろ受け答えの仕方があるのではないかと思います。

それからもう1つは、この委員会で原案をある程度集約していく、最後まで納得のいかないことはあるにしてもある時期にまとめるということ、全員の総意で決定をした上で、時期が近づいた時にはやはりどうにかたちにしろやらなくてははいけないと思います。その

時点ではこの委員会としての意見ということになりますので、全員が共通でそういうかたちでまとまりましたという統一見解を述べるようなかたちが適当ではないかと考えます。

鈴木委員

基金のことについては少し説明が要りますが、それ以外の問題についてはこれを出した段階で我々の検討会議としての、統一見解であったと私は認識しておりますし、そうでなかったとしても出したわけですから、これに関しては先ほど出ていたご意見は確かにもっともですが、それを議論していると結局、今まで検討会議って何をして、どうしてこの骨子案というものが出てきたかということになってしまいます。その辺の経緯はそれぞれの思いがあると思いますが、私としてはやはり条例の骨子案として、市民からの意見募集にかけたものは、あの時点で全員の共通の認識であったと思います。そこからまずスタートさせないと、おそらくエンドレスになってしまって、私は皆さんのおっしゃることも非常によく理解できますし、私自身もそういうふうを考えていますけれども、少しこれは我々の共通の認識であるというところから議論を進めていただきたいなと思います。

伊藤委員長

鈴木さんが今おっしゃったことで大体まとまるのではないかと思います。基金については、市民意見の募集に出す時に意見が分かれているということをはっきりと言っていますので、多少ここについては自分の立場を表明してもらうことは可能だと思います。その他のことにつきましては、多少ニュアンスのところ自分自身のスタンスを出すのは全然構わないと思いますが、一応検討会議でもそんなに異論のないかたちでまとまっておりますので、そのスタンスは是非維持していただいて書いてもらいたいと思います。原点に戻って、最初から自分はそうではなかったのだという言い方をしてしまうと、これはほとんど会議の意味がなくなってしまいますので、そこはお願いしたいと思っています。

そういうことで今、分担をして決めておきたいと思います。出来れば来週、再来週にワーキングを2回位やりたいと思っています。このワーキングは当初のワーキング委員で限定をせずに、自由参加というかたちで議論をしていきたいと思っています。その時にこの回答をするだけではなくて、長澤さんが言われたように、これは一部採用すべきではないかという部分については意見として出していただいて、原案に

関する修正案を出していただくのは、もちろん結構なことだと思います。

先ほど言いましたように、個別に分けていかないで何処で線を引くかというのは少し難しいところがあるのですが、大体1番から基本理念も含めた11番位までのところを2人若しくは3人位でお願いします。次に、基本理念と重なっても構わないと思いますが、幾つかあります。ここは比較的委員会としての回答を書きやすい部分だと思いますので、ここは1人位で書いてもらう。12～22番位までのところは比較的回答しやすいかなという気がします。それから参入機会の23、24番についても1名位でお願いしたいと思います。それから基金についてはどうしてもニュアンスの差が出てしまうと、1人の回答で誤解を与えるかもしれませんので2人若しくは3人位で書いていただきたいと思います。それから委員会について、ここは少し誤解もあると思いますので、説明をきちんとした方が良いでしょうからどなたか1人をお願いしたいと思います。それからその他のプロセスの問題については、少し意見が分かれていますので、ここについても2～3人位をお願いしたいと思います。そして基本的にはまず自分はこちらを書いて良いという方を優先して決めまして、手を挙げなかった方はこちらから機械的にここをお願いしますというようにしたいと思います。

鷺巣委員

本当に話しが戻ってしまって申し訳ないのですが、この市民の意見というのはお答えするという事で集めたのですか。

伊藤委員長

そうです。

鷺巣委員

そうなのですか。私はこの検討委員会にこの意見を反映するという事で集められたのかなと理解しておりました。

伊藤委員長

反映することが1番大きな目的ですが、しかし意見というものに対して答えていくということがかなり重要なことではないかと思えます。ただ、個別の意見について1対1で答えていく必要はないと思いますので、個別にではなくても、全体の言わんとしていることの何点かについてまとめて書いていただくやり方で構わないと思っています。こ

れは当然条文の方にここは反映させたいなとか，ここは反映しなくて意見を出した方の誤解だというような部分を判断していただきたいと思っています。

山中副委員長

私は苦手な基金の1名に加えて下さい。

長澤委員

基金の意見に，アドボカシーとなどの意見が入っているところが一部あるのですが，それはこっちへ持ってきてということですか。

伊藤委員長

回答する方が，例えば基金についてこういったご意見が出ていますが，アドボカシーの方でも考えている話なのでというかたちで触れても構わないと思います。従って完全に1対1でなくても良いとは思っています。

山中副委員長

私たちはやはり責任あると思うのです。先ほど私が質問したように，行政側でお答えしなくて良いのですよねと言ったと思いますが，それだったら私は会議に参加していますし，私の意見もあるから少しお答えはできるかなということでお受けしようと思うのです。批判でもないし，基金というのは良いと思うし，皆さんも良いと思っていたけれども，こういうところはこう思いますといったような感じで良いでしょう。

鷲巣委員

検討会議の見解を書くということになったのではないのですか。

長澤委員

見解がまだないのではないですか。

鷲巣委員

骨子案のことではないですか。

伊藤委員長

そうです。骨子案がベースになります。基金に関しては骨子案のところでも一応提案しているわけです。ただ，基金については検討会議の中においても意見が分かれているということは指摘していますので，自分のスタンスがどちらにあるかということについて触れられるのは

構わないと思います。

渡瀬市民協働グループ長

皆さんでそれぞれ分担を決められてつくられると思いますが、それがいきなりすぐにそのまま答えを返しますということではなくて、あくまでも答えのたたき台をつくる担当割りということだと思います。そして、皆さんの意見を持ち寄り、調整した後、最終的に公開していくようになるということによろしいでしょうか。

伊藤委員長

基本的には案をより良くしていくということが1番大きな目的です。そのプロセスの中でやはり意見をお寄せいただいた方に対して回答していきたいと思います。もちろん主観的な意見の中には、単にケチをつけるための意見もあり、それに対しては、比較的冷たい意見になっても仕方がないと思いますし、意見は違うけれども非常に考えて出してくれた意見の方に対してはやはり真剣に答えていく必要があるのではないかと感じます。これについてはただ1人の主観ではできませんので、とりあえず第1案を9月半ば位までに書いていただいて、最終的には委員長名で返事が出せるように私の方で手を入れるかもしれませんが、とりあえずはなるべく検討会議全員できちんと答えていきたいと思います。答えていくこと自体が案の検討にもつながっていくのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

鷲巣委員

それだと理解できます。ただ、私は書いたものを、そのまま意見を述べた方にお返しするのかと思ひましたので、そういう役割はご辞退したいと申し上げました。

伊藤委員長

それでは一応今の納得のもとに、ぜひ名乗りを上げていただひてお願ひします。今、基金に関しては2人出ております。

山中副委員長

今委員長がおっしゃったように、基金のことに関してはやはり反対派が2人ではなくて、バランスも考えた方がよいのではないのでしょうか。

長澤委員

私は反対派の立場のように見られがちですが、やはり言わなければいけない意見は言わなければいけないのであって、今回の先ほど言った「ここって良いんじゃない」「これは採用したいね」というようなものが基金に関しては具体的にあったので、手を挙げさせていただきました。潰すために出ているわけではありませんのでよろしくお願いします。

佐藤委員

私も本当は基金を前のタウンミーティングでも担当させていただいたので参加したいところなのですが、私も少数派の方なので今回は引かせていただいて、参画か参入機会のところで是非意見を述べたいと思います。是非長澤さん、参画のところはすごく力が入っていたので助けていただければと思います。

山中副委員長

基金は平等な皆さんの意見が言えるかなと思って手を挙げさせていただきました。

伊藤委員長

とりあえず希望を言っていただければと思います。あるいはどこでも良いという方はこちらの方で割り振らせていただきますが。

中野委員

私はどこでも結構です。

鷺巣委員

私もどこでも結構です。

鈴木委員

どこでも書く用意はあります。

伊藤委員長

それでは鈴木さんは目的のところをお願いできますか。それから目的でもう1名、北野さんお願いします。それから役割など細かいところで12～20番までのところについてですが、この辺は鷺巣さんお願いできますか。それから委員会のところを今日は見えていませんが青山さんをお願いします。その他のプロセス等々の問題がありますが、そこを石田さんと中野さんお願いします。私も重要な基金などについ

て少し自分なりに整理をしてみたいと思っています。それから最終的に皆さんのものを見させていただいて、こちらの名前で整理させていただこうと思っていますので全般というかたちにさせてください。今日ご欠席は青山さんだけです。答えるにあたって他のところに自分が関心のある答えなり、あるいは関連すると思うものがあれば越境していただいても結構ですので、とりあえず第1次のたたき台をお願いしたいと思います。13日にワーキングが1回、それからもう1つは18日に2回目がありますので、できれば13日の時まで簡単なものでも構いませんので来られる方は持って来ていただければと思います。27日は最後の確認の会議になってきますが、結構大変な会議になると思います。それでは日程をお願いします。皆さんがあまりにも都合が悪い場合には再調整をした方が良くと思います。

渡瀬市民協働グループ長

日程についての説明

ワーキング 13日(金)午後7時~

ワーキング 18日(水)午後7時~

市民協働推進条例検討会議 27日(金)午後1時30分~

市民協働推進会議 27日(金)午後3時~

伊藤委員長

それからもう1つ、前文の問題が残っています。お手元に3案いっ
ていると思います。先ほどワーキングの中で前文が本当に必要なのか
というご意見が出ました。通常、条例というものには前文はないです。
比較的、市民関係の条例というのは、特に市民検討委員会をつくって
やっている条例に関して言うと、やはり条例の文章の中ではなかなか
思いが伝わりにくいということもあったり、あるいは市民が読む時に
条例の文章だけでは何となく硬くて冷たいなという感じがするという
こともあるせいか、比較的思いが入った情緒的な前文が多いです。少
し読んでいて恥ずかしくなるような文章も多いのですが、一応他のと
ころが皆前文を書いているということで、この検討委員会でも前文を
つくろうじゃないかということで夏休みの宿題でお願いして、一応2
名、それから私のものがでています。

先程の話でいきますと、協働の意味のようなものを、もし本文に入
れるとしたら2つしかないのです。前文に入れるか、定義のところ
で協働のまちづくりの前に協働とはというのを入れるか、その2か所し
かないと思うのです。その辺を含めて今日本当は議論したかったので

すが、とりあえず少し今日出ている案に目を通していただいて、13日までに、例えば赤を入れても良いですし、あるいはいらぬという意見があればそれでも構いませんので、お願いしたいと思います。是非ご意見をお寄せいただければと思っています。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

先程の割り振りの中で、基本理念といったところの割り振りがなかったように思いますが、どうですか。

伊藤委員長

目的・理念等と一緒にして割り振っています。ただ、その辺は重なってくると思います。多分このところは私も関わった方が良くないという感じはして、回答を書いている最中に、その中からここは取り入れたいという気持ちがある方は、そのかたちで意向を出していただければと思います。回答を兼ねたかたちで、その担当者がそこに当たる条例文に関しても場合によっては修正意見を採用して修正案をつくる、あるいは修正なしというかたちでお答えするというようなかたちでお願いすることが1点、それから前文についてはつくってくることは義務ではありませんが、今出ている案についてご意見、あるいは修正案を出していただければと思います。そしてこれを基に一応13日に自由参加のワーキングというかたちで、整理しまして、18日に27日の検討会議にかけられるようなものの一応まとめていきたいと思っています。27日の検討委員会は多少議論が弾むのではないかと思いますので覚悟をお願いしたいと思っています。推進会議は親委員会ですから了承をもらうというかたちで進めたいと思います。

3 その他

4 閉会

伊藤委員長

それでは今日はこれで閉会したいと思います。どうもありがとうございました。